

武雄市耐震改修促進計画

平成21年 3月

武 雄 市

目 次

はじめに	1
第1章 計画の概要	2
1. 計画の趣旨・目的	2
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	2
第2章 既存建築物の耐震化の現状	3
1. 地震規模及び被害想定	3
2. 対象とする建築物の種類	3
3. 既存建築物の耐震化状況	4
第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	6
1. 目標設定の考え方	6
2. 重点区域等の設定	9
3. 耐震化促進に係る事業目標の設定	10
第4章 普及・啓発の推進	11
1. 情報の提供・普及啓発	11
第5章 支援制度・体制の整備	13
1. 耐震診断補助の実施	13
2. 耐震改修支援制度	13
3. 崖崩れや地盤の液状化現象等による建築物の被害の軽減対策	14
第6章 地域住民や関係機関との連携	15
第7章 公共建築物に対する耐震改修促進の取組み	16
参考資料	17. 18

はじめに

日本は、環太平洋地震帯に位置する世界でも有数の地震国であり、過去から度々大地震に見舞われ大きな被害を受けてきたが、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、地震により6,434名の尊い犠牲者と約24万棟に及ぶ住宅・建築物の倒壊等甚大な被害をもたらした。このうち、地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。

この教訓を踏まえ、国は平成7年10月「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下「耐震改修促進法」という。平成7年12月より施行)を制定し、建築物の耐震化に取り組んできた。

平成16年度まで佐賀県において発生した記録に残る地震では、震度6弱以上のものはなく、発生頻度としては年3回程度、震度は3以下がほとんどで、震度4以上の地震は、近年では平成13年3月24日(震央 安芸灘)であり、その被害も大規模ではなかった。

しかし、平成17年3月20日(震央 福岡県西方沖)に発生した地震では、みやき町で県で初めて震度6弱を記録し、わが国において、大地震は<いつ><どこ>で発生してもおかしくないとの認識が広がっている。

このように建築物の地震対策が緊急の課題とされるなか、中央防災会議の「地震防災戦略」、地震防災推進会議の提言等を踏まえ、「耐震改修促進法」が平成17年11月7日に改正された。これを受け、政令や省令及び関連する国土交通省告示が平成18年1月26日から施行された。

この法改正において、国による基本方針の作成、地方公共団体による耐震改修促進計画の策定が位置づけられるとともに、国民の建築物の地震に対する安全性確保等についての努力義務が明文化された。また、耐震関係規定に適合しない特定建築物の耐震診断、耐震改修についての指導・助言や必要な指示、さらに、倒壊の危険性が高い建築物に対する改修命令(建築基準法に基づく)などの措置が講じられることとなった。

本市においても、当該法律改正及び国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(「基本方針」：平成18年1月)を踏まえ、将来発生が懸念される大地震に対する備えとして、市内の官公署、病院、学校、集会施設、その他の建築物(特定建築物)、避難施設となる建築物をはじめ、昭和56年の建築基準法改正による新耐震基準施行以前に建てられた住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震性向上に関する総合的な施策の基本となる「武雄市耐震改修促進計画」を定めるものである。

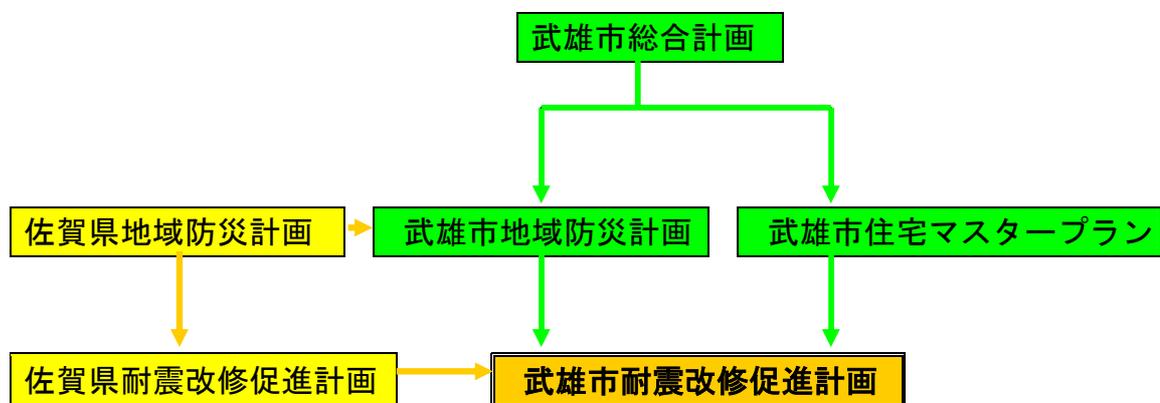
第1章 計画の概要

1. 計画の趣旨・目的

武雄市耐震促進計画は、平成18年1月26日に改正施行された「耐震改修促進法」に基づき、いつ、どこで発生するか予測が困難な大規模地震による建築物の倒壊等物的被害・人的被災等を未然に防止するため、武雄市における既存建築物の耐震改修を促進するための具体的政策と実施計画を定めるものとする。

2. 計画の位置づけ

本計画は、武雄市総合計画、武雄市地域防災計画における震災対策に係る基本的な方針に基づき定めるものであり、佐賀県耐震改修促進計画並びに、武雄市住宅マスタープランに掲げる諸施策等と連携させながら推進を図るものである。



3. 計画期間

本計画は、国・県の方針に基づき、平成20年度から平成27年度までの8年間を計画期間として取り組むものとする。

なお、今後の社会経済情勢の変化等を考慮し、計画期間中であっても、耐震化の進捗状況や新たな政策の実施等に合わせて、必要に応じて適宜、見直しを行うものとする。

第2章 既存建築物の耐震化の現状

1. 地震規模及び被害想定

「武雄市地域防災計画（震災対策編）」に示されているように、本市においては、想定地震を「震源」川久保断層系「規模」M6.7と設定し、この想定地震をもとに、建築物の状況、地盤の特性、人口の分布状況など被害の原因となる要素を考慮して、統計的に推定された被害は、最大で市域内の建築物被害が11,665件、人的被害が464人に達するものと見込まれる。

なお、この設定は、川久保断層系が将来地震を起こすという予測や可能性を示したものではない。

2. 対象とする建築物の種類

本計画で対象とする既存建築物は、本市内に在する、新耐震基準の施行された昭和56年5月31日以前に着工された住宅、耐震改修促進法第6条に定める特定建築物及び、防災上重要な拠点となる建築物、並びに、災害時要援護者が利用する建築物とする。これらの定義は、以下に示すとおりである。

◇防災上重要な拠点となる建築物

施設の設定の視点	建築物の主な用途
災害応急対策に必要な建築物（拠点施設）	本庁舎、支所庁舎、警察署等
救護活動に必要な建築物（救護施設）	消防関係施設、保健福祉事務所、病院等
避難所として位置づけられた建築物(避難施設)	学校、公民館、集会施設等

◇災害時要援護者が利用する建築物・・・学校、幼稚園、保育所、社会福祉施設等

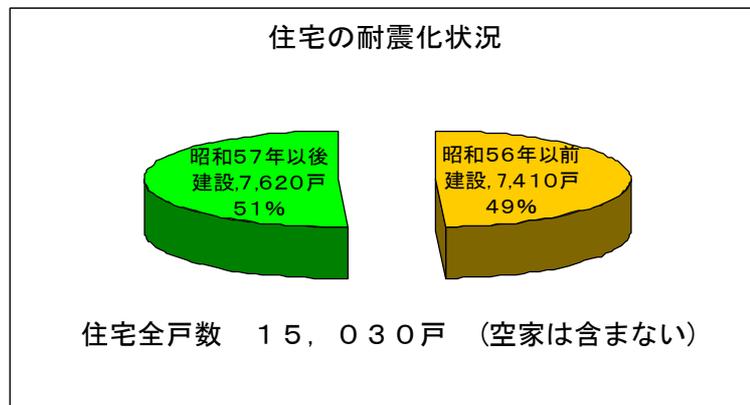
※防災上重要な拠点となる建築物及び災害時要援護者が利用する建築物については、特定建築物以外の建物についても対象とする。

3. 既存建築物の耐震化状況

◇ 一般住宅

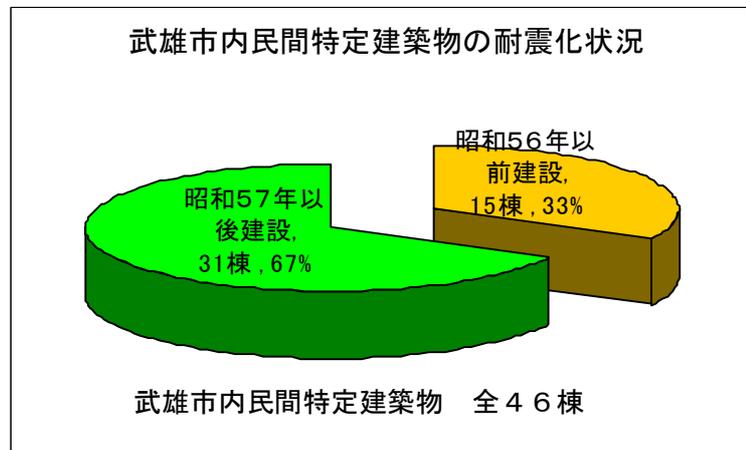
武雄市における総住宅戸数は、17,140戸で、うち居住住宅は15,030戸であると報告されている。このうち56年以前に建設された住宅は7,410戸、57年以降に建設された住宅は7,620戸となっている。このことから、武雄市における、住宅の耐震化率は、51%と推計できる。

(平成15年住宅・土地統計調査／総務省統計局)



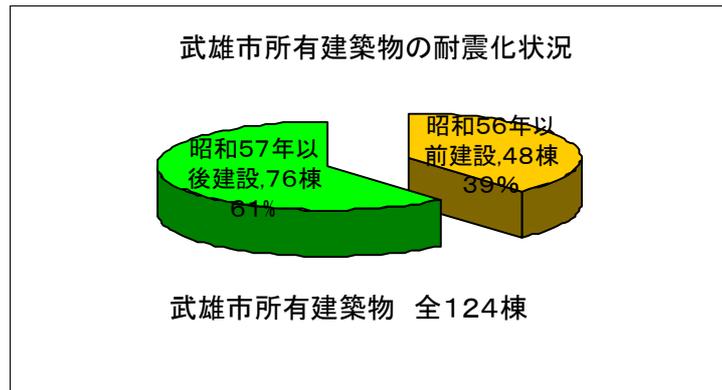
◇ 民間特定建築物

武雄市における民間特定建築物は46棟(H18佐賀県調査)である。このうち56年以前に建設された特定建築物が15棟あり、57年以降に建設された特定建築物は31棟という結果が出ている。よって武雄市における民間特定建築物の耐震化率は、67%と推定できる。



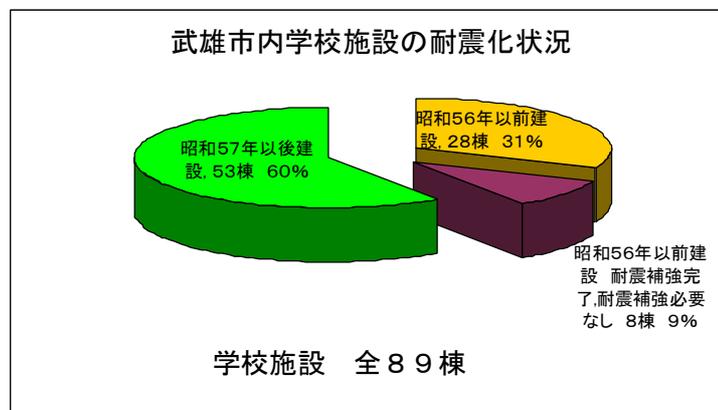
◇ 防災上重要な建築物（武雄市所有）

防災上重要な建築物（武雄市所有）は、124棟（うち特定建築物は18棟）である。このうち昭和56年以前に建設された建築物は48棟（うち特定建築物は12棟）、昭和57年以降に建設された建築物は76棟（うち特定建築物は6棟）で、武雄市における市所有建築物の耐震化率は、61%と推計される。



◇ 災害時要援護者が利用する建築物（学校施設）

武雄市における災害時要援護者が利用する建築物（学校施設）は、89棟（うち特定建築物は37棟）である。このうち56年以前に建設された施設は36棟（うち特定建築物は18棟）、この中で8棟（うち特定建築物5棟）は耐震診断及び耐震補強が完了しているもの及び耐震補強の必要のないものである。57年以降に建設された施設は53棟（うち特定建築物は19棟）であり、このことにより武雄市における学校施設の耐震化率は69%と推計される。



第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1. 目標設定の考え方

武雄市では、国の基本方針の“被害を半減させる”ことを前提とし国と同様に平成27年度の耐震化の目標を90%としながら、建物の用途、役割を考慮し、重点目標を設定する。

■国の建築物の耐震診断及び耐震改修の目標

10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減(中央防災会議「地震防災戦略」)させる観点から、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について現状の75%を平成27年までに少なくとも9割にすることを目標とする。

■国及び佐賀県の耐震化率の目標(平成27年度末)

建築物の種類		佐賀県	国
住宅		66.1% → 90%	約75% → 9割
特定建築物	防災上重要な建築物	70.3% → 100%	約75% → 9割
	災害時要援護者が利用する施設	70.2% → 100%	
	その他の特定建築物	79.0% → 90%	

◇ 武雄市における数値目標

①住宅の現状と目標

●住宅の耐震化率の目標：90%（平成27年度末）

本市には、15,030戸の居住住宅が存在するが、昭和56年以前の建物も多く耐震化率は51%と推定され耐震化は決して十分とは言えない。

県内の耐震改修工事の状況は、平成15年住宅・土地統計調査によると、耐震工事をした住宅の割合は2%程度と低い水準にとどまっている。

戸建て住宅、共同住宅等の別にみた耐震化状況は、戸建て住宅が6割弱、共同住宅等が9割超と耐震化率に差がある。これは、共同住宅においては新耐震基準以降に建設された住宅が多いことや昭和56年以前に建設された建物でも耐震基準を満たすものが多いことによるものと考えられる。

耐震改修と新築や建替による耐震化された住宅の増加を合わせて、最終的に 90% の達成を見込むものとする。

用途	全戸数	S57以降 建築戸数	S56以前 建築戸数	耐震化率の推計
住宅	15,030	7,620	7,410	51%

目標の達成のためには、特に戸数が多く耐震化率の低い「戸建て住宅」の耐震改修の促進が重要となり、戸建て住宅以外と合わせても年間かなりのペースで耐震改修が行われる必要がある。

市民の耐震改修に対する意識向上の為、計画に基づいた耐震化に係る情報を広報やホームページで広く啓蒙するとともに、住宅のリフォーム等を計画している所有者に対し耐震診断・耐震改修の必要性やメリットなどを普及・啓発し耐震診断や改修を促進する。

又、市民が安心して耐震診断や改修ができる環境整備を整える為、国・県とともに補助制度を確立する。

このような施策を取ることにより早期の耐震改修の実施を促進していく。

②特定建築物の現状と目標

●特定建築物の耐震化率の目標：90%（平成27年度末）

「防災上重要な建物」及び「災害時要援護者が利用する建物」以外の特定建築物は市内に46棟あり、このうち新耐震基準が定められた昭和56年以前の建物が15棟あり昭和57年以降の建物が31棟で特定建築物の耐震化の状況は67%と推定できる。

これらの特定建築物については耐震化に向けた適切な施策の実施により耐震化率の目標を、90%とする。

主な用途	全棟数	S57以降 建築棟数	S56以前 建築棟数	耐震化率の推計
その他の特定建築物	46	31	15	67%

これらの建物についても早期の耐震改修を促進する必要があるが、民間建築物であるため、所有者の耐震に対する意識の向上と補助制度等の活用を図り、耐震診断については早期に終了することを目標とし、耐震改修についても、診断結果に応じ早期の耐震改修の実施を促進していく。

③防災上重要な建物の現状と目標

●防災上重要な建物の耐震化率の目標：90%（平成27年度末）

地域防災計画に位置づけられた次の建物については、建物利用者の身体・生命財産を守る以外に、地震発生後の災害対策拠点機能、救助・救急、医療等拠点機能や避難収容施設としての重要な役割がある。そのため、これらの建物の耐震性の確保は非常に重要であることから、特定建築物に限らず特定建築物以外の建物についても耐震化率の目標を90%とする。

主な用途	全棟数	S57以降 建築棟数	S56以前 建築棟数	耐震化率の推計
防災上重要な建築物	124	76	48	61%

これらの建物については、早期の耐震改修を促進する必要があることから、耐震診断については早期に終了することを目標とし、耐震改修についても、診断結果に応じ早期の耐震改修の実施を促進していく。

④災害時要援護者が利用する建物の現状と目標

●災害時要援護者が利用する建物の耐震化率の目標：90%（平成27年度末）

学校施設の建物については、利用者が災害時の要援護者であることから地震発生時に他の建物と比較して被害が拡大するおそれがあること、特定建築物に該当しない低層の建物などが多いことを考慮し、特定建築物に限らず特定建築物以外の建物についても、耐震化率の目標を90%とする。

主な用途	全棟数	S57以降 建築棟数	S56以前 建築棟数	同左耐震改修 修済等棟数	耐震化率の推計
災害時要援護者が利用する建物	89	53	36	8	69%

これらの建物については、早期の耐震改修を促進する必要があることから、耐震診断については早期に終了することを目標とし、耐震改修についても、診断結果に応じ早期の耐震改修の実施を促進していく。

耐震診断、耐震改修の対象は、昭和56年5月31日の建築基準法改正による新耐震基準施行以前に着工された住宅・建築物である。以下同じ

2. 重点区域等の設定

武雄市では重点的に耐震化を推進するため、下記の区域等を重点区域等として設定する。

下記区域は、地震発生後の延焼を誘発する住宅等建築物の密集状況が比較的大きいことから、地震発生後の延焼などによる被害の拡大を防止するために重点的に耐震化を進めていくべき区域として設定する。

又、緊急輸送道路沿いの住宅・建築物についても、その倒壊により道路を塞ぐおそれのあるものについては、耐震化につとめる。

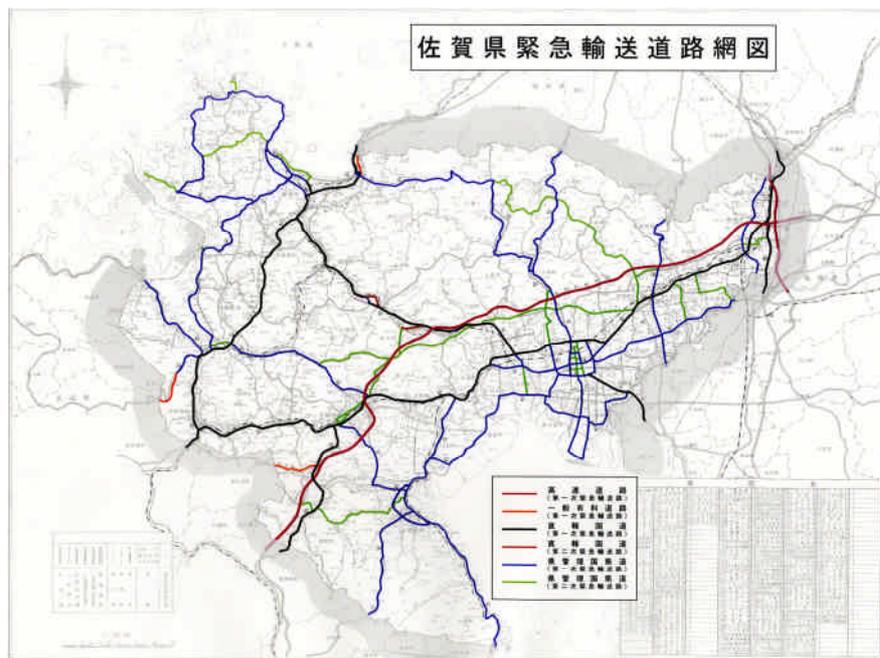
①住宅密集地内における区域

国勢調査における人口集中地区（H17年度D I D地区）を重点区域として設定する。

D I D地区	地区面積
武雄町及び朝日町の一部	141ha

②緊急輸送道路沿いの区域

耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づき、建築物の倒壊によって災害時の応急活動、救援物資輸送、住民の避難の妨げになるおそれのある道路として、佐賀県地域防災計画の佐賀県緊急輸送ネットワークに位置づけられた、緊急輸送道路が指定されている。この緊急輸送道路沿いにある倒壊のおそれのある住宅・建築物等については、優先的に耐震化につとめるものとする。



3. 耐震化促進に係る事業目標の設定

耐震化率の目標達成のためには、現在の耐震改修のペースを2倍ないし3倍にすることが必要となる。

また、耐震化の促進を図るためには、耐震診断の実施の促進を図ることが不可欠であり、計画期間内の耐震化率の目標達成のため必要な耐震診断を行う。

耐震診断の結果を総合的に分析し、財政当局との協議のもと、効率的な計画目標を設定する。

■国の基本方針

耐震化率を9割とするためには、今後10年間で、少なくとも住宅約650万戸（うち耐震改修は約100万戸、多数の者が利用する建築物約5万戸（内耐震改修は約3万棟）について耐震化を進める必要があり、建て替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを2倍ないし3倍にすることが必要となる。

また、耐震化の促進を図るためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり。今後5年間で耐震化の目標達成のため必要な耐震改修の戸数又は棟数と同数の耐震診断を行う。

第4章 普及・啓発の推進

1. 情報の提供・普及啓発

■国の基本方針

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することが出来るよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度を記載した地図(以下「地震防災マップ」という。)、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

■県の施策体系

○耐震化に関する啓発及び知識の普及

- (1) 地震防災マップの作成・公表
- (2) 耐震改修建築物の表示制度の創設等
- (3) リフォームに合わせた耐震化の誘導
- (4) パンフレット、セミナー等による普及活動
- (5) 地域に根ざした耐震対策

□市の施策体系

- 1) 表層地盤のゆれやすさ全国マップの活用
- 2) リフォームに合わせた耐震化の誘導
- 3) パンフレットなど広報手段の活用
- 4) 相談窓口の設置

1) 表層地盤のゆれやすさ全国マップの活用

内閣府作成の表層地盤のゆれやすさ全国マップを市民に幅広く紹介し、被害等の可能性を住民に広く伝えることにより、注意の喚起や防災意識の高揚に努める。

2) リフォームに合わせた耐震化の誘導

近年のリフォームに対する潜在的需要の増加を捉え、リフォーム事業者や建築士等の業界団体との連携により、住宅の所有者等が設備や内装リフォーム、バリアフリーリフォーム等を計画する際、リフォーム業者や建築士等は、受注機会を捉えて耐震改修のメリットを周知・啓発し、リフォームと合わせた耐震改修を誘導する。

また、住宅所有者が安心して耐震改修リフォームが行えるよう、「佐賀県安全住まいづくりサポートセンター」やリフォーム事業者団体など関係団体等との連携を基本として、支援策やわかりやすい事例の提示など、きめ細かで適切な情報を提供する。

3) パンフレットなど広報手段の活用

耐震診断、耐震改修に関する補助制度や耐震改修リフォームに対する税制優遇措置などについての情報を、広報紙・ホームページなどを通じて市民へ広く提供していく。

4) 相談窓口の設置

市役所建設課に相談窓口を設置して、具体的支援策についてきめこまやかな情報提供と制度活用への誘導を図るとともに、関係団体との連携により相談窓口サービスの充実を図る。

第5章 支援制度・体制の整備

1. 耐震診断補助の実施

国の「住宅・建築物耐震改修等事業」の耐震診断補助制度を活用するとともに、市と県が連携した助成制度を創設し、耐震診断の早期実施の促進を図る。

■住宅・建築物耐震改修等事業

(耐震診断)

補助の対象	戸建住宅・マンションの耐震診断費
補助率	地方公共団体が実施する場合 : 国 1/2 (市営住宅等) 地方公共団体以外が実施する場合 : 国 1/3 地方公共団体 1/3

補助の対象	建築物耐震診断費
補助率	地方公共団体が実施する場合 : 国 1/3 緊急輸送道路沿道建築物の場合 : 国 1/2 地方公共団体以外が実施する場合 : 国 1/3 地方公共団体 1/3

◇建築物の擁壁の耐震診断について補助対象に追加されている。

◇上記の事業は武雄市耐震改修促進計画等に定められた取組方針に基づき行うものとする。

◇民間に対する補助については国とともに県・市が連携した助成制度を創設する必要がある。

2. 耐震改修支援制度

耐震性が低い住宅等について、金融機関と連携したリフォームローンの活用について情報提供を行うなど、リフォームに合わせた改修を促進する。

また、国の「住宅・建築物耐震改修等事業」の耐震改修補助制度を活用するとともに市と県が連携した助成制度を創設し、耐震改修の早期実施の促進を図る。

■住宅・建築物耐震改修等事業

(耐震改修)

補助の対象	戸建住宅の耐震改修費
補助率	地方公共団体が実施する場合 : 国 7.6% (市営住宅等) 地方公共団体以外が実施する場合 : 国 7.6% 地方公共団体 7.6%
補助の対象	建築物・マンションの耐震改修費
補助率	地方公共団体が実施する場合 : 国 7.6% 地方公共団体以外が実施する場合 : 国 7.6% 地方公共団体 7.6%
補助の対象	緊急輸送道路沿線の住宅及び建築物の耐震改修等に関する費用
補助率	地方公共団体が実施する場合 : 国 1/3 地方公共団体以外が実施する場合 : 国 1/3 地方公共団体 1/3
補助の対象	避難所等の耐震改修に関する費用
補助率	地方公共団体が実施する場合 : 国 1/3 地方公共団体以外が実施する場合 : 国 1/3 地方公共団体 1/3
補助の対象	収入分位 40% 以下の世帯の住宅の耐震改修等に関する費用
補助率	: 国 11.5% 地方公共団体 11.5%

◇建築物の擁壁の耐震改修について補助対象に追加されている。

◇耐震改修に要する費用は建築物の種類・耐震工法により限度額がある。

◇上記の事業の採択には各々のメニューごとに事業要件がある。

◇民間に対する補助については国とともに県・市が連携した助成制度を創設する必要がある。

3. 崖崩れや地盤の液状化現象等による建築物の被害の軽減対策

土砂災害防止法に基づく規制・勧告、がけ地近接等危険住宅移転事業などの支援策と連携し、耐震化の促進を図る。

■県の計画

・土砂災害防止法に基づく建築物の構造規制や移転の勧告、がけ地近接等危険住宅移転事業、住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業等の活用により、必要に応じ地震に伴う崖崩れや大規模盛土造成地の崩壊等による建築物の被害の軽減を図る。

第6章 地域住民や関係機関との連携

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、自らの問題・地域の問題としての意識をもって地震防災対策に取り組むことが不可欠である。

本市は、地域の自主防災組織や区単位の講習会など地域の行事と連携した防災教育を推進する。

また、地域における住民、団体等の活動への支援策等とあわせ、情報提供や相談等の体制を整える。

■ 県の計画

・ 地域ぐるみの防災活動の推進

防災担当部局と連携し、地域における自主防災組織の設立を呼びかけるとともに、自主防災組織の活動として、地域内の地震時危険箇所の点検や、地震発生時に通行を確保すべき避難路、通学路の点検等、身近な地域ぐるみの防災活動の促進を図る。

・ 防災教育の実施

防災訓練や出前講座、体験型講座など、総合的な防災教育の取組みのなかで防災担当部局と連携して建物の耐震化に関する知識の普及を図る。

住宅・建築物の耐震化の重要性について、地域住民自らが地域の問題として認識してもらえるよう、自主防災組織による危険箇所の点検と「防災まち歩きワークショップ」などの効果的な防災教育のプログラムの実施について検討を行う。

第7章 公共建築物に対する耐震改修促進の取組み

市有施設の耐震化率の推計値は、庁舎・消防関係・病院等（防災上重要な建築物）において61%、学校施設（災害時要援護者が利用する建築物）において69%となっている。

公共建築物については、学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、市庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が災害時には応急活動の拠点として活用される。

このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物等の耐震性確保が求められるとの認識のもと、公共建築物等の耐震化の促進に取り組む必要がある。

以上のことをふまえ本市所有の建築物について、耐震診断については早期に終了することを目標とし、耐震改修についても、診断結果に応じ、計画的に早期の実施を促進する。

【参考資料】

武雄市地域防災計画指定避難所

地区名	避難場所	電話番号	備考
武雄町	武雄小学校	22-3171	
	御船が丘小学校	23-8660	
	武雄中学校	22-4105	
	文化会館	23-5165	
橘町	橘公民館	22-3884	
	橘小学校	22-2925	
朝日町	朝日公民館	22-3872	
	朝日小学校	22-2834	
若木町	若木公民館	26-2004	
	若木小学校	26-2006	
	武雄北中学校	27-2004	武内町と同じ
武内町	武内公民館	27-2001	
	武内小学校	27-2011	
	武雄北中学校	27-2004	若木町と同じ
東川登町	東川登公民館	23-3009	
	東川登小学校	23-2905	
	川登中学校	28-2001	西川登町と同じ
西川登町	西川登公民館	28-2004	
	西川登小学校	28-2006	
	川登中学校	28-2001	東川登町と同じ
山内町	山内農村環境改善センター	45-5230	
	山内中央公園武道館	45-2541	
	山内中央公園スポーツセンター	45-4018	
	山内東小学校	45-3565	
	山内西小学校	45-3575	
	山内中学校	45-3555	
北方町	北方公民館	36-2515	
	北方保健センター	36-3434	
	北方スポーツセンター	36-4099	
	北方西体育館	36-2515	北方公民館に連絡
	北方東体育館	36-2519	
	北方小学校	36-2006	
	北方中学校	36-2069	

■耐震改修促進法第6条に定める特定建築物

用途		特定建築物の規模要件		指示対象となる特定建築物の規模要件
		階数	面積(m ²)	面積(m ²)
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校 若しくは養護学校	2	1,000	1,500
	上記以外の学校	3	1,000	
体育館(一般公共の用に供されるもの)		1	1,000	2,000
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		3	1,000	2,000
病院、診療所		3	1,000	2,000
劇場、観覧場、映画館、演芸場		3	1,000	2,000
集会場、公会堂		3	1,000	2,000
展示場		3	1,000	2,000
卸売市場		3	1,000	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		3	1,000	2,000
ホテル、旅館		3	1,000	2,000
賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿		3	1,000	
事務所		3	1,000	
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		2	1,000	2,000
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		2	1,000	2,000
幼稚園、保育所		2	500	750
博物館、美術館、図書館		3	1,000	2,000
遊技場		3	1,000	2,000
公衆浴場		3	1,000	2,000
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		3	1,000	2,000
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		3	1,000	2,000
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)		3	1,000	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		3	1,000	2,000
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		3	1,000	2,000
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		3	1,000	2,000
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物		500
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物		全ての建築物		